算式の符号

［略］

C　令和７年度減収補塡債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の 100 分の 75 に相当する額

㈡　令和八年改正前の省令附則第十三条第一号の額

三　令和八年改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和八年改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　略］

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の二　令和八年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和八年改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

｛（A × 0.05 － B）× 0.75 － C × 0.75 ＋ D｝ － E

算式の符号

［略］

C　第 18 条第 5 項第 1 号算式の符号 D に同じ。

D　令和 7 年度減収補塡債のうち道府県民税の利子割に係るものの額の 100 分の 75 に相当する額

E　令和 8 年改正前の省令附則第 13 条の 2 第 1 号の規定により算定した額

三　令和八年改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和八年改正前の省令附則第十三条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

［五　略］

（法人事業税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条　令和八年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

算式の符号

［同左］

C　令和６年度減収補塡債のうち道府県民税の法人税割に係るものの額の 100 分の 75 に相当する額

㈡　令和七年改正前の省令附則第十三条第一号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十三条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十三条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　同上］

（道府県民税の利子割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条の二　令和七年度に限り、道府県民税の利子割の基準税額は、第十八条第五項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十三条の二第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

｛（A × 0.05 － B）× 0.75 － C × 0.75 ＋ D｝ － E

算式の符号

［同左］

C　第 18 条第 5 項第 1 号算式の符号 C に同じ。

D　令和 6 年度減収補塡債のうち道府県民税の利子割に係るものの額の 100 分の 75 に相当する額

E　令和 7 年改正前の省令附則第 13 条の 2 第 1 号の規定により算定した額

三　令和七年改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十三条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

［五　同上］

（法人事業税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条　令和七年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。